ナイジェリア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ナイラ	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
3,870	12,000	12,000	171	50,000	3,580	12,000	200	6,700	700	200	32	14,100
970	3,000	3,000	43	12,500	900	3,000	50	1,700	175	50	8	3,500
2,580	8,000	8,000	114	33,300	2,390	8,000	133	4,400	466	133	21	9,400
650	2,000	2,000	29	8,300	600	2,000	33	1,100	117	33	5	2,400
320	1,000	1,000	14	4,200	300	1,000	17	600	58	17	3	1,200
320	1,000	1,000	14	4,200	300	1,000	17	600	58	17	3	1,200

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

告　示

○総務省告示第七十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項		届出年月日
国民新党	支部の数	新　八六 旧　八七	平成二十一年十二月八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八六 八七	

○総務省告示第七十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、国民新党から訂正の届出があったので、平成二十年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月十六日

総務大臣　原口　一博

二国民新党の部(九)中「八七」を「八六」に改める。

○総務省告示第七十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項		届出年月日
国民新党	支部の数	新　八四 旧　八七	平成二十一年十二月八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八四 八七	

備考　平成二十一年十二月八日に、国民新党から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十二年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十一年総務省告示第七十三号（政党助成法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）において告示した国民新党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

○総務省告示第八十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、国民新党から訂正の届出があったので、平成二十一年総務省告示第七十四号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月十六日

総務大臣　原口　一博

三国民新党の部(九)中「八八」を「八四」に改める。